

# 日本中世の桑と養蚕

網野 善彦

## はじめに

日本列島における養蚕の歴史はきわめて古く、考古学の発掘によっても、『魏志東夷伝』倭人条などによっても、おそくとも弥生時代に遡ることは周知の通りである。<sup>①</sup>

しかしこれまでは『延喜式』までの古代と、近世以降についての研究は一応蓄積されているとはいえ、古代後期から中世における桑と養蚕、糸・綿・絹についての研究はきわめて僅かといっても決して過言ではない状況にあると思われる。<sup>③</sup>

もとより中世社会において桑の栽培、養蚕、糸・綿の生産、絹織物の比重が小さかったわけでは決していない。少なくとも中世前期までは膨大な本数の桑が栽培、育成され、百姓が広範に養蚕を行い、糸・綿・絹を麻・苧による布とともに年貢として貢進していたことは、すでによく知られており、佐々木銀弥が「荘園制下の衣料生産」<sup>④</sup>として絹・綿をとりあげ、大山喬平が尾張・美濃の「絹と綿の荘園」<sup>⑤</sup>に注目して、すぐれた論稿をそれぞれに発表してきたこと

も周知の通りである。また豊田武もこの分野について種々の角度から追究しており、とくに西陣機業の源流としての織部司、内蔵寮、大舎人寮に属した織手については、掘り下げた研究を行っていることは、あらためていうまでもなからう。

にも拘らず、百姓による桑の栽培と養蚕に目を向けた本格的な研究は、いまのところ皆無といってもよいのではなからうか。そうしたまことに不思議ともいふべき事態が生じた背景には、後述するような従来の歴史学自体の持つ重大な盲点があると思われるが、それにふれるよりも前に、まずこの点について最近、多少勉強してみた結果についてここでまとめてのべて、大方の御批判を仰いでおきたいと思う。

## 一 桑とその検注

いわゆる「律令国家」が田令に上戸・中戸・下戸それぞれに基準根数を定めて桑と漆を植えさせ、国ごとに桑漆帳を作成させるなど、田地とは別に桑と漆を掌握しようとしたことは、あらためていうまでもない周知の事実である。<sup>(7)</sup>しかしこれまでの見方は、これを調、調副物など「中央への貢上品との関連」を「想定」し、「中国の桑や榆や棗が民間の生活とも深くつながっていたらしいのに比べて、日本令の桑や漆は、もっぱら貢上に重点があったとみられる」として、桑、養蚕、絹織物や漆、漆器等を非日常的な生業ととらえてきた。この見方が偏っていることは、縄文時代に漆器が大量に生産、使用されている事実から見て、漆に即しては明らかであり、これについては別にのべる機会があったが、桑についても同様と私は考える。<sup>(8)</sup>

それは上戸三百根、中戸二百根、下戸百根という義務づけられた桑の根数からも推測しうるが、『類聚三代格』弘仁八年（八一七）十二月廿五日の太政官符に見られる伊勢国多気郡の桑は十三万六千五百卅三根、度会郡は五万八千

四百五十根という膨大な根数に及んでおり、これだけの桑による養蚕によって生産される糸・綿・絹が、単に貢納品のみに充てられたとするのは全く不自然といわなくてはならない。それ故、まず絹を貢納のためのみに生産されたとして、百姓自身の養蚕と絹の生産、衣料としての用途、市庭での交易を最初から考え難いとする思いこみを捨て去って、あらためて事実を見直す必要がある。

それとともにもう一つ重要なことは、「六国史」、官符等の慣用語である「農桑」あるいは「農蚕」という語が明確に物語っているように、古代以来、桑、養蚕は農業と同一視、あるいはその一部とされることがなかったという点である。『類聚三代格』養老三年（七一九）七月十九日条に「人務<sub>ニ</sub>農業、家赴<sub>ニ</sub>桑<sub>一</sub>」とあり、のちにもあげる永祚二年（九八九）十一月八日の尾張国郡司百姓等解に「農夫抛鋤、懶耕作之事、蠶婦忘桑、倦蠶絲之業、豈非百姓之歎」とあるように、農業・耕作と桑・養蚕とははっきりと区別されていたのであり、近代以降に用いられるようになったと思われる「養蚕農家」などの言葉に引きずられて、桑も農業であり、養蚕は農家の副業であるという見方で歴史を見ることは、百姓は農民と見て、その営む農業―田畠耕作以外の生業をすべて農家の副業とするのと全く同じ発想で、人々を誤った歴史像に導く軽率な言説といわなくてはならない。こうした思いこみもまた捨て去って、以下、史料の比較的豊富になってくる平安後期以降の桑について考えてみたいと思う。

まず『平安遺文』『鎌倉遺文』に主として依拠して、桑が文書に現われる国と絹、綿、糸を年貢として貢進する荘園・公領の数を国別にまとめると別表1のようになり、両者をあわせて四十七箇国において、養蚕と絹・綿・糸の生産を確認することができる。

なかでも伊勢・尾張・美濃は絹の特産国といっても過言でない様相を呈し、北陸道諸国、丹後、但馬、備後、安芸、紀伊、筑前、豊後、肥後、薩摩などに所見が多いが、これは史料の残存状況とも関係がある。

逆に、所見のない国の場合も、志摩、安房、飛驒、佐渡、隠岐、壹岐、対馬のように、残存史料がきわめて少ない

表1 桑の所見と絹・綿・糸年貢の事例

国名	桑	絹	綿	糸	国名	桑	絹	綿	糸
山城	○				佐渡				
大和	○				丹波				
摂津					丹後	◎	4		4
河内			1		但馬		4	1	
和泉	○	1	1		因幡				
伊賀	◎				伯耆				
伊勢	◎	8			出雲				
志摩					石見		1	1	
尾張	◎	12		7	隱岐				
三河		1			播磨	○			
遠江		2	1	1	美作				
駿河		1			備前		1	1	
甲斐		1			備中	○			
伊豆					備後	◎			
相模					安芸	◎			
武蔵	○	2			周防				
安房					長門				
上総			2		紀伊	◎	3	1	
下総	○	1	1		淡路	○			
常陸	○	5	2		阿波	○			
近江					讃岐	○			
美濃	◎	24	3	5	伊予	◎			
飛騨					土佐	○			
信濃	○				筑前	◎			
上野			1		筑後	○	1		
下野		3			豊前				
陸奥	○	1			豊後	◎	2		
出羽		1			肥前	◎			
若狭	◎		1	1	肥後	◎	4	1	
越前	◎	4	5		日向	○			
加賀		2	2		大隅		1		
能登		1	1	1	薩摩	◎		1	
越中	○	1	2		壱岐				
越後	○		5		対馬				

注) 桑の欄はその所見文書のあるもの。○は1～2例、◎は3例以上、◎は5例以上。絹・綿・糸の欄は年貢の所見のある荘園・公領の事例の数。  
 『平安遺文』『鎌倉遺文』による。

ための結果であり、伊豆、相模、豊前なども史料の残り方の影響と見てよからう。ただ、近江、丹波、山陰道西部、美作、周防、長門の場合は、実態との関係も考慮する必要があるかもしれない。

今後さらに史料を追究・補充しなくてはならないので、たやすく結論を出すことは慎むべきであろうが、おおよその状況から見て、令制の桑栽培の奨励がそれなりの効果をあげたことも事実とはいえ、この時期になると地域的な濃淡が明確になってきたことも、間違いないといつてよからう。

ただ、桑の根数を掌握しようとした令制の影響の下で、荘園公領制に移行してからも、桑の検注の方式には全国的な斉一性があったことはすでに注目されている通りで、栗林が町反歩の面積で検注されているのに対し、桑は漆、柿などとともに、基本的に本数を単位に検注された。

その早い事例として、承保二年（一〇七五）五月廿六日の伊賀国名張郡司注進状案（『平安遺文』三十一一六、以下『平』と略す）をあげることができるので、ここでは「僧良円垣内五段 芋五畝 桑貳佰本」のように、段畝で検注された垣内畠と芋畠に付属する形で、桑は本数を検注されている。

また応徳二年（一〇八五）三月十六日、安芸国高田郡司解（『平』四一二三〇）は畠地の立券であるが、

「延清参段 字見畠 作人時枝

桑拾本

四至 東限大河 南限寺地  
西限山 北限中垣

のように、四至を定められた作人の請負単位ごとに桑の本数が書き上げられており、康和三年（一一〇二）九月十三日、山城国珍皇寺畠実検注進状（『平』四一四五一）でも、文数で計られた垣で囲まれる広い畠に、伐桃木五本、桑拾貳本、大豆壹段、小豆佰貳拾歩、茄子少々の植えられていたことを知りうる。これらの事例によって、垣内、あるいは四至を定められて囲われた空間に、桑が植えられている景観を推測することができよう。

とはいえこうした検注の方式が直ちに軌道にのつたのではなく、また桑もつねにこのような桑園ともいいうるあり方をしていたわけでもなかった。延久二年（一〇七〇）七月廿四日の官宣旨（『平』三二一〇四八）に「桑畠者従今年可国領」といわれていることから明らかのように、延久新制があらためて桑の国家による掌握、検注の行われる上で画期であったことは間違いないが、このときも東大寺はこれを「無実」として訴え、永保三年（一〇八三）十二月廿九日の伊賀国司解（『平』四一二〇五）でも「至于畠桑苧苧等者、宰吏専非勘納之色」といわれているように、令制の伝統があったとはいえその制度化には多少とも抵抗があったのである。

桑のとらえ方も、治安三年（一〇二三）七月十三日、筑後国符写（『平』九一四六〇六）に田地とは別に「桑園」五ヶ所があげられ、延久の官符のように「桑畠」と表記する場合や寛治三年（一〇八九）九月廿日、大宰府公文所勘注案（『平』四一二七七）に「桑垣」とあるような把握の仕方があり、同四年十月九日、某郡司解（『平』四一二八八）のように、田、畠と並列して町段歩の面積で桑が検注される場合もあった。

これらは前にあげた囲いこまれた畠地に桑が栽培されているあり方と考えてよからうが、大治四年（一一二九）十月三日、明法家勘文（『平』五一二四七）に「開発荒野、始成桑田也」といわれ、永治元年（一一四一）十月廿九日、東大寺牒案（『平』六一二四五二）に「民烟桑田漸成大河」とあるような「桑田」という表現もあり、これは同年十二月日の美濃国市橋荘住人等陳状案（『平』六一二四五四）に、「今年大水ニ宅地桑原悉成大河」といわれていることから見て「桑原」と等置することのできるような桑の景観の表現であった。

実際、このとき茜部荘の「在家人」が友河以東の地に出作して桑を取り用いており、翌年十月日、茜部荘住人等申文案（『平』六一二四六九）に、尾張川の旧河跡と新流との間が「桑原」となったといわれたように、桑は河原のようになひらかれた地に、乱雑に生育している場合もおおいにありえたのである。<sup>13)</sup>

そしてこのような「桑田」「桑原」については、これと同様の茜部荘西界の係争地に関する天治元年（一一二四）

八月廿日の検注状（『平』五二〇二一）が、田・畠と並列して「桑参佰式拾本大二百本  
中百廿本」を記し、在家をさらに田畠と並べて記載しているように、桑を田地、畠地、そして在家と明確に区別し、大・中・小にわけて本数を検注するのが最も適合的であり、やがて前に掲げたように、囲われた地についてもこの方式が広く採用され、定着していった。

それは田三十六町九段三百十歩、畠五十三町六段八十歩、桑二千九百三十六本（大三百五十五本、中九百一十一本、小千六百七十本）、在家三十一字を検注した保延元年（一一三五）十二月廿九日の紀伊国荒川荘立券文（『平』五二二三六）や条里の坪ごとに田、畠、准大の桑の本数を検注した康治二年（一一四三）七月十六日の尾張国安食荘立券文（『平』六一二五一七）、さらに田二段百四十歩、畠七段百八十歩、桑六本、在家一字を検注した仁平四年（一一五四）十月十一日の安芸国三田郷立券状写（『平』六一二八〇二）の須沢村の場合、見作田三十町八段二百六十歩、見作畠六町五段、在家二十六字、中木の桑二百三十五本、栗林二町八段に山、川もあげられた永万二年（一一六六）二月日の備後国大田荘立券文案（『平』一〇〇補一〇六）のように、十二世紀以降の荘園の立券のさいの検注においても採用されており、田、畠とは別個に桑を大中小の本数で検注する方式は、地域をこえて荘園公領制下の制度として確定したと見ることができ<sup>14</sup>る。

それは鎌倉期にかけての諸荘の検注目録によっても確認することができるので、文治五年（一一八九）四月日、伊予国弓削島荘桑検注目録（『鎌倉遺文』一三八七、以下『鎌』と略す）には田、畠の検注目録とは別個に三百七十三本の大木の桑が検注されており、建久四年（一一九三）九月日、紀伊国阿豆河上荘在家畠等検注目録案（『鎌』二一六八八）も田地の検注目録とは別に作成され、在家八十五字、畠二十一町八段三十歩、桑千八百九十本、柿五百九十八本、栗林三十一町七十歩、漆三十二本を検注している。

また、建仁元年（一二〇一）四月十九日の肥前国高来郡宇佐宮領目録（『鎌』三二一一九五）にも、伊福村、大河村の畠三町一段、芋八両二分、桑六十三本、在家十二家が書き上げられ、さらに寛元二年（一二四四）五月十五日、肥

後国人吉莊中分南方注進状（『鎌』九一六三二一）にも田地とは別に、在家七十ヶ所、桑三千七百七十五本半が地子白苧、狩倉、河分（梁）などとともに記載されている。このように「半」という単位が現われるのは、それ以前の検注によって桑の本数が固定されたため、さきの阿豆河莊の桑、柿、栗林、漆の数字は文永十年（一二七三）六月四日の検注目録（『鎌』一五一一一三三九）でも全く変わっていない。

ここでとくに注意しておきたいのは、桑が田地、畠地とは明確に区別して扱われている点で、さきにも言及し、後でもふれるように、養蚕を前提とした桑と、農業の行われる場としての田畠とは、莊園公領制下においても、はっきり制度的に区別されており、それは漆、栗、柿なども同様であった。両分で計量される苧にも同じような傾向が見られるが、この場合は地子といわれているように苧畠の地子として徴収される場合も多かったと思われる、「麻畠」も史料に確認できるが、桑はときに在家と結びついていることがあるとはいえ、基本的に畠、在家とは別個の扱いをうけているのである。

このように、桑と養蚕を田畠の「農業」に含めて考え、農業の一部として扱うのは、少なくとも古代・中世においては実態に即しても、また制度的にも完全な誤りであり、それは漆、栗、柿等の樹木栽培についても全く同じであった。鎌倉幕府法の追加法四百二十四条に「領主等作田畠、養蚕事」とあるのも、両者が法的にも区別されていたことを明確に物語っており、それ故、桑をはじめ漆、栗、柿等の樹木栽培を「農業」の中に入れて憚らないのは、農業の語の不当な拡大解釈か、農業への過大な思い入れ、無意識の「農本主義」の強調としか考えられない。

ただ、桑が大中小の本数で検注された制度と並行して、桑を「上葉畠」という畠地としてとらえる制度が、若狭・丹後・但馬などの地域に見出されることについては別にのべた通りである。<sup>15)</sup>

例えば、若狭国名田莊田村の弘安五年（一二八二）二月日の国次名田畠等注文（『真珠庵文書』）には「一、畠一丁八段十五（代カ）□ 桑卅五本」とあり、畠地と桑とは別個に一応とらえられているが、同じ田村の守延名の鎌倉後期ごろと



見られる田地細々用途注文(同上)に、「上葉のへて八兩代一貫六百文」とあり、別に「上葉糸」「上葉綿」などの用例のあることなどを参照して見ると、本数で検注された桑と結びついて、恐らく桑の葉そのものを「上葉」として弁進する畠地があったと推定される。

とすると「上葉」―桑の葉が貢進されただけでなく、それが鎌倉後期にはほとんど銭に代えて納められている点から見て、売買されたことになるが、こうした事例ははるかに遡った平安末期にも見出すことができる。寛治三年(一〇八九)八月十七日、筑前国観世音寺三綱等解案(『平』四・一二七五)によると、大宰府御厨―宇野御厨の贄人と号する松永法師は、筑後川の中洲ではないかと見られる把岐莊内中嶋の「桑麻作畠」を請負いながら「畠地子并桑葉等」を弁せず、さらに札を桑の枝に懸け、「桑葉」を「押攤おしき」たといわれているが、同じことを「不辨作畠地子桑葉直」ともいつていることから見て、桑の葉が採取されて、地子と同じように弁進されただけでなく、「直」を得られるような売買の対象になったことは間違いないと思われる。

とすれば、「上葉」がいわば桑の初穂―「上分」として貢進・売買されたという面から、桑畠を「上葉畠」と呼んだと考えることができるが、同時にこの事実から桑の葉自体が養蚕の最盛期に売買されたことを想定することも可能になってくる。ただ桑に対する賦課を全体として見ると、こうした「上葉」―桑葉の貢進は例外的であり、一般的には「桑代」であった。

## 二 桑代

大中小の桑の本数を検注した荘園公領制下で一般的に見られる方式で掌握された桑に対する賦課の名目は「桑代」であった。これは仁治元年(一二四〇)九月廿七日到來の河上権四郎言上状(『鎌』八・五六二三)に「くわしろハ半

分、わたぬのハ三分一」とあり、建長四年（一一五二）三月廿五日、相良頼俊等連署避状案（『鎌』一〇七四一八）に「くわしろのきぬ六丈内おなしきわた七十まい、せいかうのいと一ふん」とあることなどから見て「くわしろ」と訓まれたことは間違いない。

桑代が諸国に広く見られた賦課だったことは後掲の表2の通りであるが、鎌倉幕府法の追加法にも諸国新補地頭の得分に関連して、二十五条と七十九条に規定されている。七十九条は白苧とあわせて事書にあげられ、国司・領家が「自元於不召之所々者、新補地頭始不可取之」と規定しているが、二十五条は注目すべき内容で、「随其所皆有差別」として山野所出たるにおいては、本年貢を除いて半分の沙汰を致すべしとし、在家役の場合は在家率法によるべしと規定している。

これは前述したように、桑が河原、山野のような開かれた地に生育している場合と、在家、菌に結びついている場合のあったことを物語っている<sup>(16)</sup>と思われるが、こうした桑の実態と関係があるのか否かは明らかにし難いとはいえ、実際に賦課された桑代の品目も別表のように齊一的ではなかった。

たしかに絹、綿、糸のように、桑による養蚕の生産物と見られる品目が多くは桑代になっており、それは同じ品目を年貢としている荘の多い国とほぼ重なっている。しかし布、塩、木など桑と全く関係のない産物の賦課されている事例も少なからずあり、これは田地に米ではなくきわめて多様な産物が年貢として賦課されたのと同様、桑による産物と交易の形で、実際にその荘の百姓が主として生産している産物を賦課したものと思われる。

弓削島荘は田畠に対する年貢も塩で徴収されており、桑代が塩であったのはよくわかるが、阿豆河荘の年貢は絹であったにも拘らず、桑代として「木一支」が預所得分とされたのは興味深い。この荘が材木の荘園といってもよいほどの一面を持ち、百姓が材木の生産に深く関わっていたことは、これによっても明らかといえよう<sup>(17)</sup>。

また、武蔵国には布を年貢としている荘園がいくつか見られるので、稲毛荘の桑代が布で納められたのは自然であ

表2 諸国の桑代

絹	美濃国茜部荘（『平』6-2645）、安芸国都宇竹原荘（『鎌』5-3126）、肥後国人吉荘（『鎌』9-664）、薩摩国下村郡（『鎌』19-14550）、筑前国宇美宮（『鎌』23-18091）、安芸国三入荘（『鎌』11-8129）、美濃国大井荘（『鎌』28-21349）
綿	紀伊国荒川荘（『平』6-3036）、美濃国茜部荘（『鎌』4-2108）、越前国久次荘（『鎌』4-2323）、越前国曾万布荘（『平』7-3296）、肥後国人吉荘（『鎌』10-7418）、美濃国城田郷（『鎌』11-8129）、加賀国軽海郷（『鎌』39-30619）
糸	尾張国安食荘（『平』6-2517）、肥後国人吉荘（『鎌』10-7418）、尾張国落合郷（『鎌』11-8129）、丹後国大内郷（『鎌』23-17790）、伊勢国大国荘（『鎌』29-22966）
布	武蔵国稲毛荘（『平』7-3289）、備後国大田荘（『鎌』2-729）、安芸国入江保（『鎌』15-11546）
塩	伊予国弓削島荘（『鎌』1-387）
木	紀伊国阿弋河荘（『鎌』12-8582）

るし、同じく桑代布を賦課された備後の大田荘の年貢は六丈布だったのである。安芸の場合は他に年貢の事例はないが、桑代絹を貢進した竹原荘が雑物として「桑代麻木板」を地頭に納めており、布が桑代となる背景は十分にあったのである。

そしてこれらの品目の産物が、弓削島荘の桑代塩が本別一籠であったように、桑の本別に一定の割合で賦課されたことは間違いない。<sup>18)</sup> さきあげた康治二年（一一四三）の尾張国安食荘でも准大の桑一本につき二朱の糸が課されているが、この場合は同じ准大でも必ずしも一定しておらず、当然、大中小で異なっていたと思われるが、それを具体的に明らかにすることはできない。

こうした「桑代」という名目の賦課が令制に淵源があるのか、荘園公領制の形成過程で桑の検注に伴って新たに賦課されたのか、いまのところ明らかにしていない。しかし桑・漆の催殖をはかり、桑漆帳まで作成した「律令国家」がなんらの賦課も行わなかったとは考えにくく、恐らく国司・郡司による養蚕のための桑葉の徴収はなされたに相違ない。その「代」りに、さきのような産物が賦課されたのが「桑代」だったのであるか。

また、絹、綿、糸は桑代としても収取されているが、さきに別表にあげたように、年貢としてこれらの産物が徴取される場合は、基本的に田地を基準に賦課されたと考えられる<sup>(19)</sup>。

例えば、美濃国茜部荘の久安元年（一一四五）、同一年の田数注文（『平』六一二六四五）によると、五斗代の田地には斗別四尺、三斗代の場合は斗別三尺二寸の割合で八丈絹が賦課されており、これは十分に一般化が可能と思われる。

このように桑の栽培、それによる養蚕を基盤とした絹、綿、糸等の百姓による生産は、中世前期において、多少の地域による濃淡はあれ、ほぼ全国的に非常にさかんであったといっても、決して過言ではあるまい。それは百姓の生活の中で田畠の農耕に匹敵するほどの比重を持っていたのであり、これを農業の「副業」などとして片づけてしまうならば、百姓の生きた生活をとらえることは全く不可能になる、と私は考える。

### 三 女性と養蚕・織物

これだけの比重を人民生活の中に持つ養蚕から絹・綿・糸の生産までの全生産行程を担っていたのは、前近代においては一貫して女性であった<sup>(20)</sup>。

古代においても『続日本紀』靈龜元年（七一五）十月七日の詔に「男は耕耘に勤め、女は絰織を脩め……」とあるのをはじめ、『類聚三代格』元慶三年（八七九）十二月四日の官符に「京戸之女事、異ニ外国ニ、不知蠶桑之勞」といわれていること、さらに前にもあげた永祚元年（九八九）の尾張国郡司百姓等解の第三条に、「農夫」は鋤による耕作、「蠶婦」は桑と繭糸の業に結びつけられている点などから見て、女性が桑、蚕、繭糸と関わっていたことは間違いない。

また『日本霊異記』中巻、第四十一「女人大蛇に婚はれ、薬の力に頼りて命を全くすることを得る縁」は、河内国更荒郡馬甘里の富家の女子が、天平宝字三年（七五九）夏四月に桑に登って「葉を揃と」いていたところ、大蛇が桑の木に登り、ついに女子に「纏りて婚ひ」したという話からはじまり、薬の力によって女子が一応、命を全うすることができままでのべている。『今昔物語集』巻第二十四第九にも同じ話が収められているが、そこでは「女子蚕養の為に大きな桑の木に登りて桑の葉を摘みけるに……」となっており、桑が大木になっても女性がそれに登って桑を摘んだといわれている。

また『今昔物語集』巻第二十六第十一の「参河国に犬頭糸を始めし語」は、参河国の郡司が「妻を二人持ちて、それに蚕養をせさせて糸多くまうける」と語りはじめ、本妻の蚕が皆死んだにも拘らず、「蚕一つ桑の葉に付きて食ひけるを見つけて」大切に育てていたのを白犬が食べてしまい、犬は大量の糸を鼻から出して死んだこと、その犬を埋めた桑の木によって蚕が造った繭から見事な糸がとれたことをのべ、犬頭糸の起源としているが、ここでも蚕養は女性の仕事であった。

さらに『伊勢物語』十四に陸奥国の女が「中なくくに戀に死なずば桑子にぞなるべかりける玉の緒ばかり」という歌を詠んでいるのも、養蚕と女性との関係をうかがわせる。

中世に入ってももとより同様で『海道記』に、尾張国に入ったところ、「見みバまたその又園またそのノ中ニ桑アリ、桑ノ下ニ宅アリ、宅ニハ蓬頭ほうとうナル女、蚕さん簧さくニ向テ蚕養ヲイトナミ、園ニハ潦倒タル翁、鋤つ柱つテ農業ヲツトム」とあり、ここでも蚕養は女性、農業は男性の仕事であった。とくにここで、蚕簧という養蚕の道具が描かれているのは貴重である。

文書史料には養蚕自体、きわめて稀にしか現われないが、やや特殊な例であるとはいえ、文永五年（一二六八）八月日、駿河国実相寺衆徒等申状写（『鎌』一三一一〇二九八）に「院主代迎置遊君於院主坊、切食魚鳥、令致蚕養事」という条があり、「当代或迎居好色之女、快誇三雅之興、或喚置世俗之婢、恣業八蚕之利」ということが「一寺滅亡

只在此時歟」といわれているのである。これは事書にあるように遊君による蚕養というだけでなく「世俗之婢」の養蚕が行われたことを示しているが、注目すべきは、女を籠め置くこと、魚を取ること、鳥を食べることとあわせて、蚕を飼うことが寺の「大門内」ではあってならないこととされている点である。

これは文保二年（一三一八）九月日、道勇置文（『鎌』三五、二六七九二）が、豊後国円寿寺について、「掘中女人不可夜宿事」につづいて「寺領仁不可殖桑事」と規定していることと通じており、寺院あるいは寺領内での養蚕は基本的に禁止されていたということになる。桑、養蚕は女性の仕事であることが、こうした禁制の背景にあることは疑いないが、あるいは蚕という虫―動物を飼うことそのものに対する忌避もあったのかもしれない。

正安二年（一三〇〇）卯月日の備後国大田莊大田方本郷・寺町莊官・百姓等申状（『鎌』二七、二〇四三〇）は預所和泉法眼淵信を糺弾した周知の文書であるが、そこに「預所者為当山之淨侶歟、而具下女性蚕養之条、不相応之所行也、早可令停止」とあるのも、やはり僧侶として女性を近づけるべきではないという文脈で理解しうるが、これも女性と蚕養との不可分の関係を示している。

これらはいずれも寺院・僧侶と関連して、女性と養蚕が現われる事例であるが、文保二年（一三一八）九月十日の二階堂氏（泰行カ）袖判裁許状は若狭国倉見莊内御賀尾浦の百姓等と地頭代との訴訟を裁許した文書で、そこに「蚕養事」という一ヶ条がある。それによると、永仁五年（一二九七）十二月二日の下知状でこの浦の桑については、半分を地頭代が徴収し、半分は百姓に与えることになっているにも拘らず、地頭代が蚕養の期間中、桑を点定するのは停止する、と裁許されているのを百姓が楯にとつて、代官が「養女」を入れて蚕養するのを不当と訴えるのは、言い過ぎであり、桑を点定するのは前の下知通り停止するが、代官の蚕養は認めるとしている。

これは代官が「養女」―「かいめ」を使って直接、養蚕の経営を行うことに対する百姓の反発と見られるが、ここで「養女」といわれていることに注目すべきで、これも間違いなく養蚕が女性の仕事であったことを物語る事例とい

えよう。

室町期に入ると、不勉強のためもあって、いまのところ文書史料によってこれを確かめることはできないが、すでによく知られている通り、祇園社に属している南北朝期の綿座神人、小袖座神人はみな女性であり、『七十一番職人歌合』<sup>(22)</sup>でも機織、紺搔、帯売、縫物師、組師、白布売、綿売など、織維製品に関わる職人、商人は女性であったことから見て、養蚕、絹織物、さらに麻、やがては木綿などの織物の生産、販売も女性が担っていたと考えてよからう。

そして、それは近世の事例によっても確かめることができる。甲斐国山梨郡上井尻村東方の享保九年（一七二四）の明細帳<sup>(23)</sup>には、「当村蚕」の項に「是ハ女之稼仕、糸ニ取下まゆハ綿ニ仕、まゆニ而も払商人ニ売申候」とあり、「農業之間男女稼之事」には「是ハ男ハ農業之間、山稼并栗・柿・たはこ少々ツ、江戸へ出シ商申候、女ハ麻・木綿・ちや、夏ハ蚕少々ツ、仕、糸絹取売申候」とあり、同じく一町田中村の明治三年（一八七〇）の村鑑明細帳<sup>(24)</sup>にも「一、百姓農業之間稼之事、男者入会山ニ而薪亦者草ヲ刈取、女者三月ハ五月迄蚕、六月ハ九月迄糸取、其後布織着用仕候」と記されており、古代、中世と全く同様に、近世においても、養蚕、糸取、絹織物の生産を専ら担っていたのは女性であった。

注目すべきはそこに女性が糸、絹、綿、繭を商人に売っていたと記されている点で、これは逆に中世、古代にまで遡りうることであろう。前述したように、十四世紀前半の綿商人、小袖商人が女性であったことが、それを証明しているが、これは女性の社会的地位を考える上で、きわめて重要な問題を提起する事実といわなくてはならない。

女性は恐らく非常に古く、養蚕については弥生時代、それが開始されてから近代のある時期まで、一貫して養蚕、糸取、絹織物をはじめ、麻、木綿まで含む織維関係の生産部門を自らの肩に担い、さらにその生産物を自らの裁量で市庭において売却、交易するという活動に従事していた。

それだけではない、魚貝などの海産物、炭、薪、さらに合子などの山の産物の商人も、古代以来、女性であったこ

とも明らかであり、精進物―苧若や野菜の商人もまた女性であった。<sup>(25)</sup>さらに『七十一番職人歌合』では、それに加えて、餅売、酒売、米売、豆売、豆腐売、素麺売、麴売、畳紙売、心太売など、農産物、食品などの商人を女性として描いており、扇売、白物売、紅粉解など、女性向の商品を売買するのやはり女性であった。

これを古代に遡り、近世まで降って同様といえるか否かについては、なお検討の余地があるとはいえず、繊維製品について、女性がその売却の代価を自らの収入とし得たことは確実であり、そうして入手した銭貨をはじめとする動産を女性がたやすく男性に渡したとは考えられない。

とすると、すでに広く認められている通り、十四世紀以降、たしかに女性が田畠等の土地財産についてはその権利を次第に失っていくのは事実であるが、貨幣、動産についての権利は決して喪失したわけではなく、近世を通じてそうした女性の権利が失われることはなかったといえよう。

そしてこう考えてくると、ルイス・フロイスが「ヨーロッパでは財産は夫婦の間で共有である。日本では各人が自分の分を所有している。時には妻が夫に高利で貸付ける」と<sup>(26)</sup>いっているのは、なんの不自然もない事実としてうけとめることができよう。

このような事実をふまえた上で、前近代の女性の社会的地位を再検討してみる課題がここに浮び上ってくるので、中世はもとより、近世を通じて、女性は衣料部門の生産、販売・交易を担い、「男性の支配下に従属した影の存在だった」などは決していえない独自の世界を保持していたのではないかと思われる。そしてさらに近代に入って、製糸・紡績の工場で働く労働者が基本的に女性―いわゆる「女工」であったことも、こうした歴史を背景に置いて考える必要がでてくる。いかえればそこは女性の職場であり、男性は監督はできてもそこには入ることのできない女性の世界だったと考えられる。『女工哀史』等の伝える女性労働者の悲惨な一面のあったことはもとより事実であろうが、それだけではない女性自身の独自の世界のあり方を、われわれはあらためて考えてみる必要があるのではなから



うか。

### むすび——今後の課題

古くから農業と匹敵するほどの大きな社会的比重を持ち、しかも専ら女性の生業であった桑による養蚕、そして糸・綿の採取、絹織物の分野について、なぜこれまで研究が比較的手薄な状況にとどまっていたかに関しては、前述したように、これを農家の副業としかとらえようとしなかった研究者の姿勢に起因していることは間違いないと私は考える。百姓を農民とする思いこみは、その女性の養蚕の世界を切り落し、全く無視することになっていたのであるが、そうした姿勢の生れてくる背景について、さらに二、三の考えておくべき問題がある。

そのひとつは、この生業についての女性のこれほど決定的に大きな役割が、なぜこれまで見逃されてきたかについてである。それを「副業」とし、農業の一部とするさきの方が見方がその根底にあることも事実であるが、従来のこの分野の研究が力を注いできた官司—織部司、内蔵寮、大舎人寮等に属した織手、中国大陸から伝わった高級な綾・錦の生産技術を持ち、のちの西陣の源流となった織手たちが、男性であるという事実が、女性の役割に目を向けることを妨げてきたのではないかと思われる。<sup>(27)</sup>

若狭国に織手名、伊予国に織手の免田があったことから知られるように、諸国にも他の「職人」に比べてかなり大きな織手の集団が活動していた。この人々も男性であった蓋然性は大きい、全社会的に見ると、こうした男性の「職人」身分の織手は、いわば百姓身分の女性たちによる養蚕、絹織物業の「大海」の中の「小さな島々」ともいべき位置づけにあったと考えなくてはならない。

こうした構図は絹織物だけでなく、海民の漁撈、製塩、舟運、山民の果実採取、材木生産、薪炭の生産、さらに製

鉄、製紙、漆器生産など、他の多くの非農業的生業に即してもいいうることであり、列島社会における産業のあり方は農業を含めて、全体的に再考される必要<sup>(28)</sup>がある。

もうひとつのこの分野の研究の推進を妨げてきた背景には、百姓の衣料は中世までは苧・麻の布であり、贅沢品ともいべき絹は基本的に百姓と関わりがないとする「常識」があったと思われる。しかし前述してきたような古代以来、広い地域で栽植された膨大な本数の桑、それによって生産される糸・綿・絹の量は、調・庸あるいは年貢・公事として貢納されるこれらの品目の量を間違ひなく大きく上回るものがあり、単に都の貴族、僧侶あるいは地域の有力者、富豪や侍だけにとどまらず、一般の百姓の衣料ともなったことを想定しても決して不自然ではない。

実際、別稿でふれたように<sup>(29)</sup>、十三世紀から十四世紀にかけて、百姓の財産目録、あるいは交易品の中に絹の小袖をはじめ絹の製品と見られる衣料をかなり広く見出すことができるのであり、その事実がこの想定を裏づけている。もとより百姓の生活が僅かな衣類しか持てない貧しい一面のあったことは否定できないとはいえ、逆にハレの日の衣類を多少は所持しうるだけの豊かさのありえたことも、疑いない事実といわなくてはならない。

さきのような「常識」は、例えばいわゆる「慶安の御触書」などに「百姓は衣類の儀、布・木綿より外は帯・衣裏にも仕る間敷事」などとあることから、次第に定着していったのではないかと思われるが、このこと自体、江戸時代の百姓が絹を用いていたことを物語っており、さらにこうした国家の法制的な規定を直ちに事実と結びつけ、そのイメージを中世・古代にまで投影するのは、決して事実<sup>(30)</sup>に即した見方とはいえない、と私は考える。

またそれだけでなく、米とともに絹や布が、古代以来、物品貨幣の役割を果していたことを考えておく必要がある<sup>(30)</sup>。それ故、絹を生産することは、最初から交易を前提としていた一面があった<sup>(31)</sup>のであるが、実は米の生産自体、同様の側面のあった点も見落すべきではなからう。この点から見ても、これまでの経済史の「常識」的な定式であった「自給自足経済から交換経済へ」という見方は、もはや事実<sup>(30)</sup>に即してみれば成り立ち難いといわなくてはならない。人の

生活のための生産は、まず自分のため、そして余った部分を人のために行ったとするのは、人間の本質についての浅薄な見方であり、歴史そのものがこの見方の成り立たないことを証明しているといつてよからう。

ただ十三世紀に入り、絹、布の代りに、銭貨が貨幣として流通するようになると、状況は恐らく次第に変わってくる。さきにふれた桑代についてみると、文永五年（一一二六八）の日向国櫛間院の年貢注文（『鎌』一三一九八九九）に「桑代十三貫百一十二文」とあり、文永九年十月日の紀伊国隅田北荘検田目録案（『鎌』一五一一一三九）に「くわしろのせに五百九十七文」と見えるように、代銭納が進み、十四世紀以降になると銭納がふつうになっていく。

年貢として納められた絹、綿も同様であり、美濃国茜部荘では東大寺と地頭との間で、直法等をめぐる長年の相論の結果、永仁五年（一二九七）の和与で代銭納に決ったが、大井荘でも同様の状況が進行しており、絹、綿については米以上に代銭納に早くかわったと思われる<sup>(32)</sup>。

もとより十五世紀になっても、正長元年（一四二八）十二月日、周防国白石寺納所注文案（『東大寺文書之十五』六六三号）に桑代銭として六百九十文が見られるように、桑に対する賦課は行われており、養蚕も広く営まれていたであろうが、絹の貨幣としての機能が低下したことは、養蚕の重要な動機のひとつを消滅させたと考えられる。さらに木綿の本格的普及、中国大陸からの生糸の流入などの動きも加わって、これまでも指摘されていたように、十五世紀以降、養蚕、絹・綿の生産の社会的比重がそれ以前に比べて小さくなったことは、恐らく間違いない<sup>(33)</sup>。とはいえ、十四世紀以前のこの分野の生産が、ここで考えてきたように、従来の「常識」の評価よりもはるかに活発だったとすれば、この時期以後、江戸時代にいたるまでの桑の栽培、養蚕、絹生産の実態についても、これまでの見方にとらわれることなく、あらためて追究してみる必要がある<sup>(34)</sup>。

そしてさらに、この分野についての研究は民俗学、考古学等についても、なお空白が広く残されているのではなからうか。この方面の技術、民俗、信仰等の研究の開拓も、文献史学と同様、今後の興味深い課題となりうると思う。

すでに新たな研究は開始されていると思われるが、そのさらなる前進を期待したい。また、この生業と女性との関わりは、<sup>(35)</sup>恐らくアジアの諸民族に共通して見られる<sup>(36)</sup>のではないかと推測しうるが、これを織物業一般にまでひろげ、ヨーロッパの毛織物のあり方との比較をしてみるのも興味深い問題となりうるであろう。<sup>(37)</sup> それでも女性は間違いなく織物に関わっていると見られるので、こう考えてくるとこの問題は人類史的な視野から検討されなくてはならないと考えられる。

もとよりこれらはすべて、今後の課題であり、本稿はその解決のための小さな捨石にすぎず、もしも時間が私に残されていれば、さらに人民生活の多様さを明らかにするための努力をつづけ、その結果を世に問いつづけたいと思っ<sup>(38)</sup>ている。

## 註

(1) 『魏志』には「禾稻・紵麻を植え、蚕桑績績し、細紵・縑絲を出だす」とある。ただ、布目順郎『倭人の絹』小学館、一九九五年によると縄文晩期まで遡るともいわれている。

(2) 布目順郎『養蚕の起源と古代絹』雄山閣、一九七九年など。

(3) 永松圭子「律令制下の栽桑」『ヒストリア』一一八号、一九八八年は、十世紀までの国家による桑・漆に対する統制についての綿密な研究であり、中世についても示唆するところが大である。また、木村茂光『日本古代・中世帛作史の研究』校倉書房、一九九二年、第一部第二章第四節桑の存在形態、同『ハタケと日本人』中公新書、一九九六年、第二章3 粟と桑などで、中世にまで及んで桑のあり方に言及し、「桑が帛として認定されている」としながら、それが大・中・小に区分された本数で検注されていた、との確に指摘している。しかし、中世に即しては本格的な追究はされていないといわざるをえない。

(4) 佐々木銀弥「中世衣料の生産と流通」『講座・日本技術の社会史 第三卷 紡織』日本評論社、一九八三年。

(5) 大山喬平『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、第二部IX。

- (6) 豊田武著作集第一巻『座の研究』吉川弘文館、一九八二年、第二編七、西陣機業の源流。
- (7) この点については注(3)永松の論稿に詳細に論及されている。
- (8) 日本思想大系3『律令』岩波書店、一九七六年、九田令、16a、桑漆、補注。
- (9) 拙稿「考古学と文献史学——粟と漆をめぐる」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第八集、特集「中世の考古学」、一九九七年。
- (10) これについても注(3)永松論稿に言及されている。
- (11) この見方の誤りについては拙著『日本社会再考』小学館、一九九四年、序章。
- (12) 注(3)木村著書。
- (13) これについては注(3)永松論稿で「栽桑地の地目と実態」について、「桑・漆を課殖する土地」として「園地以外に山林原野—空闲地にも栽植を認める」亀田隆之の説を支持しているが、平安末期においても、園地—畠地だけでなく、「山林原野」ともいべき地に桑が生育していた場合があったことは明らかである。
- (14) 麦、豆、粟等の穀物を栽培する畠と、桑とが、土地制度の上で明確に区別されていることは、本文でもふれるように、とくに注目しておく必要がある。
- (15) 拙著『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会、一九七八年、第II部第四章第三節、畠地と農民。
- (16) 注(3)永松論稿。
- (17) 拙稿「半島社会の特質をめぐる」『地方史研究協議会『半島・海と陸の生活と文化』雄山閣、一九九六年。
- (18) この賦課原理が畠地への賦課と異なっている点に注目しておかなくてはならない。
- (19) 中世の荘園・公領の年貢が、米以外の物品、馬、鉄、紙などの場合も田地を基準に賦課されたことについては、拙著『日本中世の民衆像』岩波新書、一九八〇年などで言及した。
- (20) 永原慶二『新・木綿以前のこと』中公新書、一九九〇年は、古代・中世の民衆の衣料を苧麻による布と見ているが、麻を蒔き、育て、糸を績ませ、布に織る仕事はすべて女性であったと指摘している。

(21) 『平安遺文』『鎌倉遺文』全体の中で、私の気づいたのは以下にあげる四例しかなかった。もとより見落しも多いと思うが、現在まで伝わっている文書史料がいかにも偏った世界しか物語っていないかを、これはよく物語っているといえよう。

(22) 新日本古典文学大系61『七十一番職人歌合』岩波書店、一九九三年。

(23) 山梨県史資料叢書『村明細帳 山梨郡編』山梨県、一九九五年。

(24) 同右。

(25) これらの点については拙著『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四年で言及した。

(26) ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波文庫、一九九一年、第二章 女性とその風貌、風習について、30。

(27) 注(6)豊田著書。

(28) 注(9)拙稿で漆、漆器に即して考えてみたが、こうした角度から再考すべき問題は非常に多い。

(29) 拙稿「百姓の着た絹小袖」『日本農書全集47 月報』農文協、一九九七年。

(30) 松延康隆「銭と貨幣の観念」『列島の文化史』6、日本エディタースクール出版部、一九八九年、拙稿「貨幣と資本」『岩波講座 日本通史』第9巻中世3、岩波書店、一九九四年。

(31) 勝山清次『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年、第三部VIII「荘園における年貢の収納」で、「絹を年貢とする荘園では当初から、百姓レベルにおいても交易による絹の調達がなされていたとみなければならぬ」と指摘されているのは全く正当であり、絹は最初から貨幣として用いることを前提として生産された一面があったのである。

(32) 拙著『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年、第二部第三章第一節で、茜部荘については言及した。なお、絹、布の代銭納が早かった点については、注(30)松延論稿参照。

(33) 注(4)佐々木論稿に中世後期の絹織物業について言及されており、絹織物特産地が形成されたことが強調されているが、なお、研究の余地は広く残されている。

(34) 竹内晶子『弥生の布を織る』東京大学出版会、一九八九年があるが、歴史考古学の分野でも、追究されてよい課題であろう。

(35) 『日本農書全集35』農文協、一九八一年、所収の錦絵「かゝこやしなひ草」を見ると、桑摘みをはじめ、養蚕の全過程が女

性によって行われていたことを知りうる。また「蚕飼絹篩大成・上巻」にも、梯子に登って大木の桑木を摘む女性が描かれている。これらによって、近世でもなお大木になった桑によって養蚕が行われたことを知りうる（この点については愛知大の有園正一郎氏の御教示を得た。厚く御礼を申し上げる）。

(36) 中国やインド等においても、繊維産業と女性との関係は深いものがあつた。中国については、前注「養蚕秘録・上巻」に「中華蚕始りの事」として、天子の后から庶民の女性にいたるまで、養蚕をしたとしており、中国風の絵をのせている。

(37) ハンス・ザックス詩、ヨースト・アマン版『西洋職人づくし』岩崎美術社、一九七〇年の「織工」は女性であり、ギリシャ神話の中の刺繡のたくみな女神アラクニが詩の中でもあげられている。日本の『七十一番職人歌合』と比べると、この職人づくしでは、手伝いの女性の姿は見えるが、圧倒的に男性が多い中にある。織工だけは女性である点は、まことに興味深い。

(38) 最近、私の研究は「非農業民や都市的要素を中世村落から峻別させすぎており、もともと豊かであった中世村落の概念をひどく貧しいものにしてしまった」（大山喬平「解説」清水三男『日本中世の村落』岩波文庫、一九九六年）という批判をうけ、また、私の主張の批判の方向が、誤った『常識』に陥ってきた研究者や知識人に向いており、「支配者には十分向いていない」（注（3）木村、中公新書）ときびしく批判されている。この批判の当否は大方の判断を俟つほかないが、本稿もこうした批判に対する小さな答えにはなりうると思っている。

（あみの・よしひこ 日本中世史）